

健康増進普及月間

1に運動2に食事... 国では、健康づくりに関する意識の向上を促すため、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進して...

高血糖・高血圧・脂質異常・内臓肥満などの生活習慣病は、運動・食事・禁煙など個人の生活習慣を改善することで予防できます。日ごろの生活習慣を見直して、栄養・運動・休養のバランスの取れた、気持ちの良い生活習慣を心がけましょう。



【問い合わせ】市健康増進課 0994-41-2110

高齢者祝金を支給します

市では、高齢者に対して、長寿を祝福し敬老の意を表するため高齢者祝金を支給しています。支給要件は次のとおりです。

- 対象者 1次の条件をすべて満たす人
1 平成21年9月1日現在で、1年以上住民基本台帳に記載され市内に居住している人
2 平成21年9月1日現在で、対象年齢(80歳・88歳・99歳・101歳以上)に達している人

支給額
80歳 1万円
88歳 2万円
99歳 3万円
101歳以上 5万円
100歳については、特別高齢者祝金として誕生日以降の日に10万円を支給します。

【問い合わせ】市高齢福祉課(1階)番窓口 0994-31-1116

第21回鹿屋地区「健康ハート市民セミナー」を開催

救急医療週間(9月6日~12日の救急医療週間に伴い、鹿屋市医師会と大隅肝属地区消防組合では「健康ハート市民セミナー」を開催します。

日時 9月11日(金) 14時~16時
内容 救急医療講演
演題 循環器領域の救急疾患
講師 亀甲真弘先生

【問い合わせ】鹿屋市医師会 0994-43-4757

「救急医療週間」関連行事を開催

9月6日~12日の救急医療週間に伴い、肝属東部医師会では、防災及び救急に対する市民の皆さんの理解と認識を深めるため、各種行事を開催します。

期日 9月12日(土)
場所 平和公園申良平和アリーナ
日程 ゲートボール大会 9時~12時45分
防災事故訓練 13時~14時

【問い合わせ】肝属東部医師会 0994-65-0099

障害者雇用支援月間

県雇用支援協会では、9月を「障害者雇用支援月間」と定めて、障害者雇用に対する事業主等への理解を深め、雇用の促進と職業の安定を図るため、様々な活動を行います。

日時 9月18日(金) 13時30分
場所 鹿屋商工会議所
※その他、様々なイベントがあります。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】(財)県雇用支援協会 099-219-2002

無料法律相談を実施

鹿児島大学法学研究会では、市民の皆さんを対象に無料法律相談を行います。相談内容は、借地・借家・金銭貸借・相続・売買・賃貸借・日常に関する法律相談を受け付けます。相談希望者は、ぜひ、お越しください。秘密は厳守します。
日時 9月12日(土) 13時~17時、9月13日(日) 10時~15時

場所 市中央公民館第1・2講座室

※必ず事前に電話で予約をしてください。

【問い合わせ】市民総合相談室 0994-31-1169

引揚者の皆さんへ

税関では、終戦後、外地から引き揚げて来られた人からお預かりした通貨や証券類を返還しています。

返還の請求は、本人だけでなく、ご家族も請求することができます。心当たりがある人は、お気軽にお問い合わせください。

返還する通貨など
終戦後、外地から引き揚げてこられた人が、上陸地の税関・海運局に預けた通貨・証券など

【問い合わせ】長崎税関監視部 0120-828-680

九州電力からのお知らせ

台風時の停電に備えて、台風による停電時には、電話がつながりにくくなる場合があります。停電情報は、ホームページからもご覧いただけますので、ぜひ、ご利用ください。

※台風など非常災害以外の突発的な停電の場合は、停電情報はご確認いただけます。
携帯電話版ホームページ http://kyuden.jp/
パソコン版ホームページ http://www.kyuden.co.jp/

また、九州電力では、台風時の停電状況や復旧見込みなどの情報を携帯電話のメールでお知らせするサービスを行っています。ぜひ、ご利用ください。

【問い合わせ】九州電力(株)鹿屋営業所 0120-986-806



屋外広告物はルールを守って設置しましょう

屋外広告物が無秩序に設置されると、まちの美観はもとより、事故などの問題も発生します。そのため、屋外広告物の設置には、ルールが定められています。屋外広告物のルールについて、ご理解とご協力をお願いします。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、広告塔、屋上広告、壁面看板、野立看板、電柱広告、はり紙、はり札などのことです。

屋外広告物の禁止物件

次のような物件には、地域に関係なく、原則として広告物を表示、設置することはできません。

禁止物件(右図参照)

街路樹、信号機、道路標識、電柱、橋、トンネル、分離帯、道路上のさく、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、銅像、記念碑、街灯柱 など

違反した場合は、罰則が適用される場合があります。また、違反広告物として、市が除却することができます。

設置には許可が必要

屋外広告物を設置するには、あらかじめ許可が必要です。

また、自分の店舗や会社に表示する店舗名や会社名などの広告物も、一定の表示面積を超える場合は許可が必要です。

手数料

広告物の種類と大きさで手数料は決まります。

※許可申請、手数料の額など、詳しくは、お問い合わせください。



【問い合わせ】市都市政策課(4階) 0994-31-1130